

霧島市公式 Facebook（フェイスブック）アカウント運用方針

平成27年7月7日

霧島市秘書広報課

1 総則

Facebook（フェイスブック）を情報提供媒体として活用することで、市に関する情報発信手段を拡充し、市民を始め広く多くの方が市政情報に触れる機会を増やす。

2 目的

この運用方針は、市が Facebook（フェイスブック）を利用した情報等の配信を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

3 運用主体及び管理者等

- (1) 運用主体は霧島市、アカウントの管理者は秘書広報課長とし、情報の配信は管理者があらかじめ指定した職員が行う。
- (2) なりすまし等による誤情報の流布を防ぐためにアカウントを市ホームページ上で明示する。

4 アカウント

- (1) 霧島市シティプロモーションのアカウント名は「きりしま WAGON」とする。
- (2) その他必要なアカウントについては、秘書広報課長の許可を得て設定することとする。

5 情報の配信時間

平日の8時15分から17時までとする。

ただし、管理者が必要と判断した場合はこの限りではない。

6 配信する情報の内容

管理者の監督のもと、次に掲げる情報を配信する。ただし、Facebook の機能を鑑み、重要事項に関しては他の情報配信手段を用いることを前提とする。

- (1) 霧島市のシティプロモーションに関する情報
- (2) 広報きりしまで紹介した霧島市に関する情報
- (3) その他管理者が適当と認める情報

7 知的財産権

- (1) 市が配信する情報中に含まれる画像・動画等に関する知的財産権は、霧島市または原作者に帰属する。
- (2) 市が配信する画像・動画等について無断で複製・転載することを禁止する。

8 免責事項

- (1) 市は利用者間、もしくは利用者と第三者のトラブルによって利用者または第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 利用者のタイムライン等に現れる企業広告については、市とは一切関連がないものであり、広告によるいかなる理由での損害についても一切の責任を負わない。
- (3) 市が配信する情報に関するコメント等に対しては、原則として回答は行わず、不適切なコメントについては管理者が削除する。
- (4) 当該 Facebook（フェイスブック）アカウントの運用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が運用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除する。
- (5) 当運用方針は、予告なく変更する場合がある。

9 その他

その他、この運用方針の実施について必要な事項は管理者が別に定める。